

委員会の設置及び運営について

(1) 委員会を設置する目的

伊達市市民憲章を制定することに関し、必要な事項を検討し、市民憲章案を作成すること。

(2) 委員会が所掌する事項

ア 市民憲章に関する調査及び研究に関すること。

イ 市民憲章案の作成に関すること。

ウ 前2号に掲げるもののほか、市民憲章案の作成に関し必要と認められること。

(3) 委員会の組織

ア 委員数 7名

イ 構成（委員名簿参照）幅広い分野で活躍されている方々

(4) 委員会任期

委員会に係る市民憲章案の完成までとする。

(5) 委員会開催スケジュール

4回の開催を予定

第1回 平成27年12月16日

第2回 平成28年1月中旬

第3回 平成28年2月上旬

第4回 平成28年3月中旬

(6) 会議の進行について

委員長は、委員会を統括するとともに、会議の招集及び会議の議長となり、会議の進行を行います。

伊達市市民憲章検討委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 伊達市市民憲章を制定することに関し、必要な事項を検討し、市民憲章案を作成するため、伊達市市民憲章検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- （1）市民憲章に関する調査及び研究に関すること。
- （2）市民憲章案の作成に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、市民憲章案の作成に関し必要と認められること。

（組織及び任期）

第3条 委員会の委員は、市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、委員会に係る市民憲章案の完成までとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員会を新たに組織する場合において、最初に開催する会議は市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。